

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目 次 ページ

規 則

○北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………	(経済部総務課)	1
--	----------	---

規 則

北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第55号

北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則（平成20年北海道規則第66号）の一部を次のように改正する。

別表第1の類型Ⅲの項中「製造業」の次に「（企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「企業立地促進法」という。）第9条第1項の同意集積区域（特別対策地域内の区域を除く。以下「企業立地促進法適用地域」という。）内にあっては、当該企業立地促進法適用地域における指定集積業種（企業立地促進法第5条第2項第6号の指定集積業種をいう。以下同じ。）に限る。）」を、「自然科学研究所」及び「又は事業」の次に「（企業立地促進法適用地域内にあっては、当該企業立地促進法適用地域における指定集積業種に限る。）」を加え、「又は増設をする場合」を「若しくは増設をする場合又は企業立地促進法適用地域内に新設をする場合（札幌市の区域にあっては、特認事業者が新設をする場合に限る。）」に改め、同表の備考5を同表の備考6とし、同表の備考4の次に次のように加える。

- 5 この表において「特認事業者」とは、企業立地促進法第14条第3項又は第16条第3項の規定による知事の承認を受けた事業者で、経済的効果が特に高いと知事が認める新設をするものをいう。

別表第2の類型Ⅲの項中「別表第3の5(1)から(3)まで」を「別表第3の5(1)から(5)まで」

に改め、同表の備考2中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）」を「企業立地促進法」に改め、「同意集積区域」の次に「（前表の備考3に規定する特別対策地域内の区域に限る。）」を加え、「同法第5条第2項第6号の」を削る。

別表第3の5に次のように加える。

(4) 情報処理・提供サービス業

(5) (1)から(4)までに掲げる業種又は事業に準ずる業種又は事業として知事が認めるもの
別表第3の備考中「及び5(1)」を「並びに5(1)及び(4)」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

